



相談と支援

障がいのある子どもと保護者等への支援

● 各種障害者手帳

お問い合わせ | 各市町村 (P31~49)、県民福祉局 (P29)

身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方がさまざまな支援や助成を受けるために必要なものです。知事又は中核市長が指定している医師の診断書に本人の写真を添えて、各市町村に申請してください。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所(18歳以上の方)で知的障がいがあると判定された子ども(者)に交付されます。各市町村に申請してください。

精神障害者保健福祉手帳

精神疾患(てんかん、発達障がいを含む)のある子ども(者)に交付されます。各市町村に申請してください。

● 手当・医療費助成

お問い合わせ | 各市町村 (P31~49)、県民福祉局 (P29)

障害児福祉手当

- 対象者: 重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を要する20歳未満の在宅の方
- 金額: 月額14,850円(2、5、8、11月に支給)
- 申請に必要なもの:
 - ・申請書
 - ・診断書(専門医によるもの)
 - ・印鑑
 - ・所得状況届(市町村の証明が必要)

特別児童扶養手当

- 対象者: 精神又は身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の子どもを養育している保護者の方等
- 金額: 1級は月額52,400円 2級は月額34,900円 ※いずれも4、8、11月に支給

育成医療の給付

- 対象者:
 - 18歳未満で、身体に障がいのある子ども、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある子ども
- 給付の内容:
 - 交付を受けた受給者証に記載された指定医療機関(薬局を含む)において、診察、医学的処置、治療、投薬等の給付が受けられます。
- 申請窓口: お住まいの市町村

重度心身障がい者医療費助成

- 対象者: 次の方が医療を受けた場合、自己負担分を助成します。(一定所得額以下の方に限ります)
- 身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
- IQ35以下の方
- IQ50以下で、身体障害者手帳3・4級をお持ちの方

精神障がい者医療費助成

- 対象者: 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、一定所得額以下の方に対して医療費の自己負担分を助成します。

● 障がいのある子どもを預ける

障がい児保育

集団保育が可能な程度の障がいのある子どもを、保育所、認定こども園、幼稚園等で受け入れています。各市町村や保育所等に相談してください。

お問い合わせ | 各市町村 (P31~49)

障がい児施設

障がいのある原則18歳未満の子どもが入所(通所)して治療、生活訓練などを受けることができる施設です。

お問い合わせ | 各児童相談所 (P28)、各市町村 (P31~49)

障がいのある子どもと保護者等への支援

日常生活用具・補装具

お問い合わせ | 各市町村 (P31~49)

日常生活用具の給付・貸与

障がいのある子どもに対して日常生活の便宜を図るため、ストマ用装具、便器、特殊マット、特殊寝台、入浴補助用具等を給付または貸与しています。給付等の具体的対象品目および利用負担額は、市町村により異なります。

補装具の購入・修理

身体障害者手帳をお持ちの方で、市町村より補装具費の支給決定を受けた方に障がいを補うための義肢、車いす、補聴器等の購入・修理にかかる費用が支給されます。原則、補装具費の1割が自己負担となります。ただし、世帯の所得に応じた月額負担上限額があります。

補聴器の購入助成

聴力が両耳ともに30デシベル以上又は片側が30デシベル以上で医師が装用効果を認めるもので、身体障害者手帳の交付の対象ではない子どもに対し、補聴器の購入等の費用を助成します。

教育相談等

特別支援教育相談

特別な支援が必要な子どもの保護者を対象として家庭での養育等について指導や助言を行います。



お問い合わせ | いじめ・不登校総合対策センター、各特別支援学校、東・中・西教育局 (P28)

身体障がいや知的障がいのある方の専門的な教育のための学校

学校名	対象
県立鳥取盲学校	視覚障がい
県立鳥取聾学校	聴覚障がい
県立鳥取聾学校ひまわり分校	聴覚障がい
県立鳥取養護学校	肢体不自由、病弱
県立白兎養護学校	知的障がい

学校名	対象
県立倉吉養護学校	知的障がい、肢体不自由
県立皆生養護学校	肢体不自由、病弱
県立米子養護学校	知的障がい
鳥取大学附属特別支援学校	知的障がい
県立琴の浦高等特別支援学校	知的障がい

就学奨励費

特別支援学校及び特別支援学級に就学する子どもの保護者等の負担を軽減するため、給食費、通学費、修学旅行費、学用品費等についての援助を行います。 ※保護者の所得状況等に応じて、支給されない場合、半額支給の場合があります。

お問い合わせ | 各市町村教育委員会 (P31~49)、各特別支援学校 (P28)

障がい児等地域療育支援事業

子育てや子どもの発達に不安のある方などが身近な地域で気軽に療育指導・相談が受けられるよう療育施設職員が出向いて、個別の相談や指導に応じます。
○対象者 ・子育てや子どもの発達に不安のある方 ・在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児、身体障がい児及び発達障がい児
○事業実施施設

東部地区	
県立鳥取療育園	0857-29-8889
鳥取市立若草学園	0857-28-1233

中部地区	
県立中部療育園	0858-27-0780
県立皆成学園	0858-22-7188

西部地区	
県立総合療育センター	0859-38-2163
米子市立あかしや	0859-29-2585
NPO法人陽なた	0859-57-6240

ペアレントメンター相談事業 (ペアレントメンターとは…より相談相手。先輩保護者の意です。)

発達障がいのある子どもを育てる保護者に対し、同じ発達障がいのある子どもを育てる保護者が相談相手となって悩みを共感したり、子育てに役立つ情報の提供や発達障がいの理解啓発などの活動をしています。

お問い合わせ | ペアレントメンター鳥取 0857-30-0670 (平日10時~14時)



相談と支援

高校生等通学費助成事業

県と市町村が高校生等の通学費をサポートする制度をご利用ください。

助成対象

次の全てを満たす方が対象になります。

- ・鳥取県内の高等学校等(※1)へ通学している方(※2)
- ・公共交通機関の通学定期券を利用している方
- ・月額7,000円(※3)を超える通学費(特急料金除く)を負担している方
- ・鳥取県内の市町村に住所を有する方

- ※1 公立、私立の高等学校、高等専門学校(3年次まで)、特別支援学校高等部、専修学校高等課程
- ※2 他の制度により通学費の全額を助成されている場合は対象になりません。
- ※3 市町村によっては月額7,000円以下の通学費等についても助成する制度をお持ちのところがあります。
- ※ 申請には定期券の写しが必要になります。
- ※ お住まいの市町村によっては助成の条件が異なる場合があります。
申請できる期間等詳しくはお住まいの市町村窓口へ直接ご確認ください。

各市町村における通学費助成事業の詳細(申請方法、助成額等)についての問合せ先

市町村名	問合せ先	電話
鳥取市	都市整備部交通政策課	0857-30-8326
米子市	総合政策部交通政策課	0859-23-5271
倉吉市	教育委員会事務局教育総務課	0858-22-8165
境港市	教育委員会事務局教育総務課	0859-47-1084
岩美町★	教育委員会事務局学校教育係	0857-73-1301
若桜町★	教育委員会事務局総務学校教育係	0858-82-2213
智頭町★	教育委員会事務局教育課	0858-75-4119
八頭町★	企画課	0858-76-0212
三朝町★	教育委員会事務局教育総務課	0858-43-3510
湯梨浜町	教育委員会事務局教育総務課	0858-35-5362
琴浦町★	教育委員会事務局教育総務課	0858-52-1160
北栄町	教育委員会事務局教育総務課	0858-37-5870
日吉津村	教育委員会事務局	0859-27-5956
大山町★	こども課	0859-54-5205
南部町★	教育委員会事務局総務・学校教育課	0859-64-3787
伯耆町★	教育委員会事務局総務学事室	0859-62-0927
日南町★	教育委員会事務局	0859-82-1118
日野町★	教育委員会事務局教育課	0859-72-2107
江府町★	教育委員会事務局教育課	0859-75-2223

★印で示す町には独自の通学費助成制度があります。

通学費助成事業全般についての問合せ先

鳥取県子ども家庭部
家庭支援課青少年担当
電話：0857-26-7076
FAX：0857-26-7863